(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した土地の区域を除く。）
熊本県玉名市天水町尾田
字上坂口　一〇一二番二二　一号
一〇三〇番二　二号
字中尾劒　一〇八八番一地先水路敷　三号
字亀川　一〇六六番三　四号
一〇六六番六　五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県天草郡苓北町都呂々
字田ノ平　二八一三番一　一号
二八〇九番　二号
二八二八番　三号
二八一七番　四号
字高尾　二七五七番一　五号
二七八一番　六号

○国土交通省告示第千五百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十二月二十四日
国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西丸沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
長野県南佐久郡北相木村
字西丸　三二二三番　三号
字上鷹沢　二四六一番一及び二四六一番三　四号
二四六四番一及び二四六四番二　五号
二四六五番一から二四六五番三まで　六号
二四六六番二及び二四六六番三　七号
二四六七番　八号
二四六八番一及び二四六八番二　九号
二四七〇番二　十号
二四七二番一及び二四七二番二　十一号
三五五〇番二　十二号
字水上　三五五一番二　十三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県南佐久郡北相木村
字西丸　三二三二番一　一号
三二二〇番　二号
三二一七番二　三号
字上鷹沢　二四七二番三　四号及び五号
二四六四番一　六号
二四六三番一　七号
二四六四番二　八号
二四七〇番一　九号
字西丸　三二二三番　十号
三二一九番　十一号
三二七六番地先　十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八日町沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
長野県上田市大字上丸子
字大はざま　五五一番及び五五二番
五五三番一
五五四番
五五五番イ
五五六番二及び五五六番三
五六一番から五六五番まで
五六六番イ及び五六六番ハ
五六七番及び五六八番
五六九番イから五六九番ハまで
五七〇番イ及び五七〇番ロ
五七一番イから五七一番ハまで
五七二番
五七三番イ及び五七三番ニ
五七三番一及び五七三番二
五七四番イ及び五七四番ロ
五七五番
五七六番イ及び五七六番ロ
五七七番イ及び五七七番ロ
五七八番五
六〇九番及び六一〇番
六一一番イ
六一六番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱九号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県上田市大字上丸子
字大はざま　五七三番一　一号
二一五一番一　二号及び八号
字小はざま　四九六番四　三号
四九六番一　四号
四九六番二　五号及び六号
四九六番ロ　七号
五七六番イ　九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
永見山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県駒ヶ根市大字中沢
九五九番三四四　一号
九五九番六三　二号から五号まで
九五九番四五　六号から八号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳥ヶ洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
長野県下伊那郡阿智村
字智里　二四六番及び二四六番七
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示七百六十三号で指定した土地の区域を除く。）
長野県下伊那郡阿智村
字智里　四九〇番一　一号から四号まで
二四六番七　五号
二四六番五　六号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ワナバ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県下伊那郡根羽村
三〇一五番一〇一
三〇一五番一九六
三〇一五番一九八
三〇一五番二〇〇から三〇一五番二〇二まで
三〇一五番二一〇
三〇一六番四〇九
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県下伊那郡根羽村
三〇一五番二〇〇　一号
三〇一五番一九六　二号
三〇一五番一二五　三号
三〇一六番四〇九　四号

○国土交通省告示第千五百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十二月二十四日
国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下村谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県神崎郡神河町作畑
字鍛冶屋　六九一番六及び六九一番七
字火釜　七二二番一から七二二番三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県神崎郡神河町作畑
字的場　六五三番一　一号及び二号
六五三番二　三号
六五二番二地先道路敷　四号
六五二番二　五号から八号まで
字火釜　七二二番五　九号から十九号まで
七二二番四　二十号から三十七号まで